

(仮) 村上市男女共同参画計画(案)



平成24年 月
新潟県村上市



はじめに

— 市長あいさつ —

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の基本理念	2
4	計画の期間	2
5	計画策定にあたって	2
6	市民意識調査について	3
7	計画の体系	4

第2章 計画の指標

1	計画の指標	6
---	-------	---

第3章 計画の内容

1	基本目標Ⅰ	7
2	基本目標Ⅱ	24
3	基本目標Ⅲ	30

第4章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	40
2	推進体制の整備と充実	40
3	市民・事業所等との連携	40
4	計画の進行管理	41
5	推進体制図	41

資料

参考資料	42
------	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる社会」です。

国は1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や行政と国民それぞれが果たすべき役割を示すとともに、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化に努め、男女共同参画基本計画に基づく取り組みを進めてきました。

しかし、こうした努力にもかかわらず、男女共同参画社会の実現にはなお多くの障害があります。加えて、2009年(平成21年)には国連の「女子差別撤廃委員会」からも、固定的な性別役割分担意識の解消、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取り組みなどの課題が指摘されました。これらを踏まえて、国は2010年(平成22年)に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、取り組みを進めています。

私たちを取り巻く社会に目を向けてみると、少子高齢化の進行や経済情勢の変化、高度情報化の加速など社会情勢の著しい変化とともに人々のライフスタイルも大きく変化し、男女の多様な生き方への対応が求められる中で、男女がともに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

男女が対等なパートナーとして、お互いに認め合いながら、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会をつくるための課題を解決していくことを目的として、村上市男女共同参画計画を策定します。

2 計画の性格

この計画は

1. 市と市民がともに、男女共同参画社会の実現を目指し、取り組むべき方向を明らかにし、総合的かつ効果的な施策展開を図る計画です。
2. 男女共同参画社会基本法に定めている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
3. 行政のあらゆる分野の施策等に、男女共同参画の視点を反映させるための指標となる計画です。

3 計画の基本理念

－第7回策定委員会で決定－

4 計画の期間

この計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

5 計画策定にあたって

この計画は、市民意識調査に基づく市民の意見や、村上市男女共同参画計画策定委員会からの提言をもとに策定した計画です。

6

市民意識調査について

この計画の策定にあたっての基礎資料とするため、市民の皆様に男女共同参画に関する意識や実態についての意識調査を下記のとおり実施しました。

1 調査方法

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 調査地域 | 村上市全域 |
| (2) 調査対象 | 村上市在住の満20歳以上の男女 |
| (3) 標本数 | 2,000 (男性999、女性1,001) |
| (4) 標本抽出法 | 住民基本台帳より無作為抽出 |
| (5) 調査方法 | 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送により回収 |

2 調査項目

- (F) 回答者の属性
- (1) 男女の平等感について
 - (2) 家庭・結婚生活について
 - (3) 在宅介護について
 - (4) 就労について
 - (5) 教育について
 - (6) 地域活動等について
 - (7) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について
 - (8) 暴力等について
 - (9) 男女共同参画の推進について
 - (10) 意見や要望など

3 調査期間

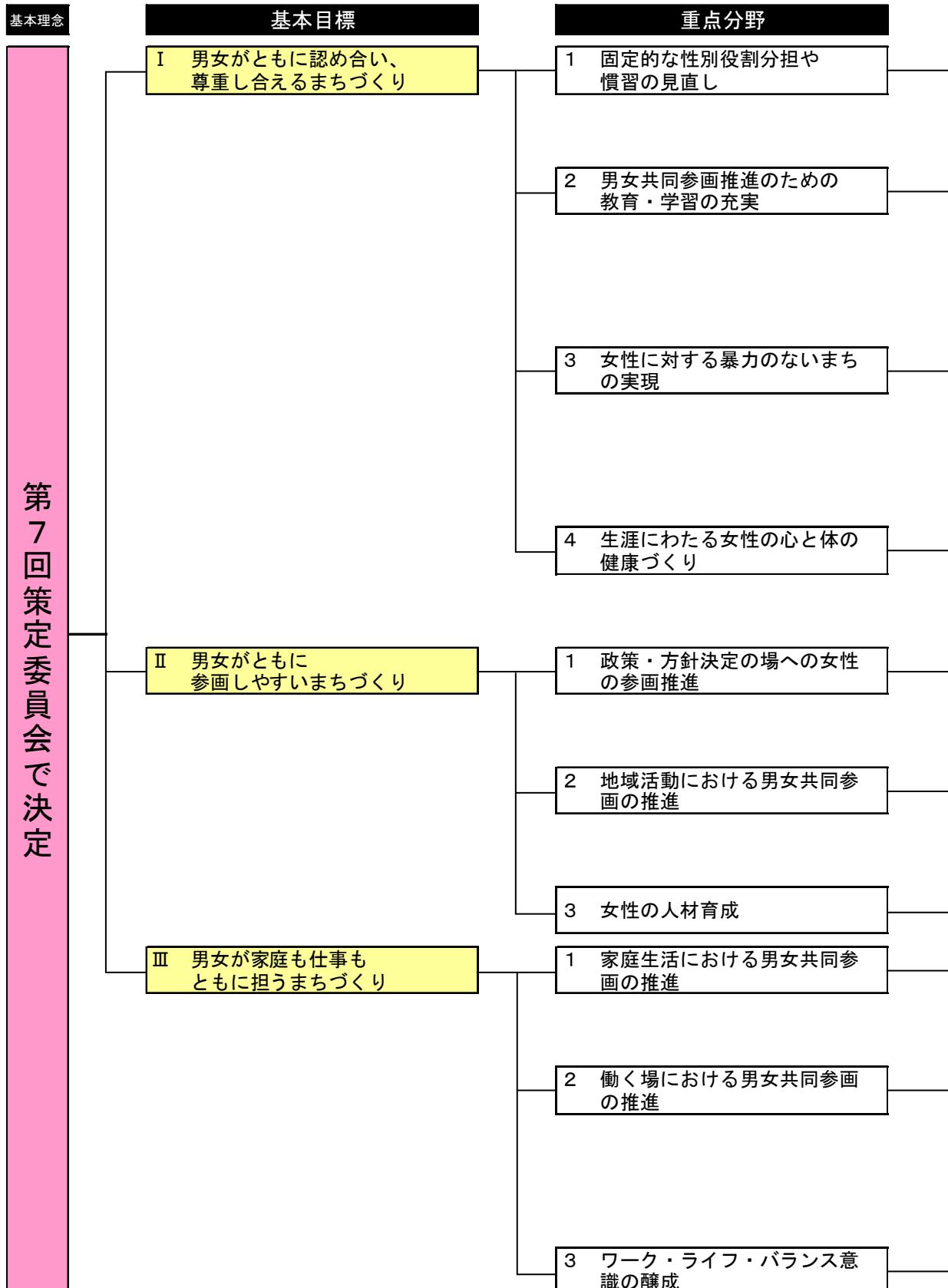
平成23年10月18日から平成23年11月8日まで

4 回収結果

- (1) 有効回収数 933 (男性433、女性486、性別不明14)
- (2) 回収率 46.7% (男性43.3%、女性48.6%)

7 計画の体系

この計画では、男女共同参画社会実現のため3つの基本目標を掲げ、その目標を達成するため、10の重点分野を設定しました。



施策
(1)家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進
(2)慣習の見直しに向けた情報の発信
(1)家庭における男女共同参画教育の推進
(2)学校・保育園・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の充実
(3)男女共同参画意識形成のための生涯学習の充実
(1)あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進
(2)相談体制の充実
(3)関係機関との連携強化
(1)生涯を通じた女性の心と体の健康づくりの推進
(2)リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進
(1)市の政策決定の場への女性参画の推進
(2)各種団体や事業所などにおける方針決定の場への女性参画の推進
(1)地域づくりへの女性参画の推進
(2)防災分野における女性参画の推進
(1)女性の社会参画に向けた人材育成
(1)家事・育児・介護への男女共同参画の推進
(2)子育て、介護支援の充実
(1)男女均等な雇用機会と待遇の確保
(2)女性への就労支援の充実
(3)農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進
(1)ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

第2章 計画の指標

1 計画の指標

計画全体の成果を計る目安として指標を定めました。

①から⑨までは今回実施した市民意識調査結果を現況値とし、平成28年度に予定する次回市民意識調査の結果を目標値として設定しました。

⑩以降については、計画の中で重点的に取り組むべき項目について掲げました。

No.	指 標	現況値	目標値
①	家庭の中での男女の地位が「平等である」と思う人の割合	女性：32.7% 男性：47.8% 【H23年度市民意識調査】	女性：42% 男性：55% 【次回市民意識調査】
②	地域社会の中での男女の地位が「平等である」と思う人の割合	女性：23.0% 男性：38.8% 【H23年度市民意識調査】	女性：32% 男性：45% 【次回市民意識調査】
③	職場の中での男女の地位が「平等である」と思う人の割合	女性：26.3% 男性：35.6% 【H23年度市民意識調査】	女性：35% 男性：40% 【次回市民意識調査】
④	慣習・しきたりでの男女の地位が「平等である」と思う人の割合	女性：16.9% 男性：23.1% 【H23年度市民意識調査】	女性：25% 男性：30% 【次回市民意識調査】
⑤	学校教育の場での男女の地位が「平等である」と思う人の割合	女性：61.3% 男性：70.0% 【H23年度市民意識調査】	女性：70% 男性：75% 【次回市民意識調査】
⑥	男は仕事、女は家庭を中心にする方がよいという意見に対し「反対」と思う人の割合（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）	女性：50.4% 男性：42.5% 【H23年度市民意識調査】	女性：55% 男性：50% 【次回市民意識調査】
⑦	ドメスティック・バイオレンスについて相談しなかった理由で、「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」と答えた人の数	女性：1人 男性：0人 【H23年度市民意識調査】	女性：0人 男性：0人 【次回市民意識調査】
⑧	セクシャル・ハラスメントについて相談しなかった理由で、「どこ(誰)に相談してよいかわからなかった」と答えた人の数	女性：3人 男性：2人 (不明：1人) 【H23年度市民意識調査】	女性：0人 男性：0人 【次回市民意識調査】
⑨	村上市男女共同参画計画の認知度（「内容を知っている」と「聞いたことがある」の合計）	女性：28.2% 男性：27.5% 【H23年度市民意識調査】	女性：50% 男性：50% 【次回市民意識調査】
⑩	市の各種審議会等における女性登用率	19.9% 【H23.4.1】	25% 【H28.4.1】
⑪	女性委員のいない審議会等の数	9/32組織 【H23.4.1】	4/32組織 【H28.4.1】
⑫	市の係長以上の職員に占める女性の割合（保育士、消防職員、技能員を除く）	14.4% 【H23.4.1】	20% 【H28.4.1】
⑬	ハッピー・パートナー企業登録数	12社 【H23年度末】	20社 【H28年度末】
⑭	家族経営協定締結数	63件 【H23年度末】	68件 【H28年度末】
⑮	女性の認定農業者数	22人 【H23年度末】	27人 【H28年度末】
⑯	ワーク・ライフ・バランスの認知度（「内容を知っている」と「聞いたことがある」の合計）	—	女性：45% 男性：45% 【次回市民意識調査】

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり

- └ 重点分野1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し
- └ 重点分野2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実
- └ 重点分野3 女性に対する暴力のないまちの実現
- └ 重点分野4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり

「女だから、男だから」「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、お互いの能力を発揮し合い、喜びと責任を分かち合えるような社会をつくることが必要です。

また、男女共同参画の意識づくりの基礎となる教育・学習環境の充実はもちろんのこと、家庭・地域・職場への広報啓発活動を積極的に行い、見直しにつなげていく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力が重大な人権侵害であることを全ての人が認識し、根絶に向けて取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った心身の健康づくりを推進することにより、「男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり」を目指します。

◆重点分野1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し

【現状と課題】

市民意識調査によると、家庭・地域・職場における男女の平等感について「男性が優遇されている」と感じている人が50%以上を占めています。「慣習・しきたり」では、「男性が優遇されている」と感じている人が67.7%となっており、市民の意識の中に時間をかけてつくれられてきた男性優位の固定的な性別役割分担意識や、不平等感が根強く残っているのが現状です。

このようなことから、固定的な性別役割分担や慣習の見直しに向けて、市民一人ひとりが男女共同参画について理解を深めることができるように、講座や学習会等の開催、男女共同参画に関する積極的な情報提供を行い、意識を高めていくことが必要です。

○○シンポジウム

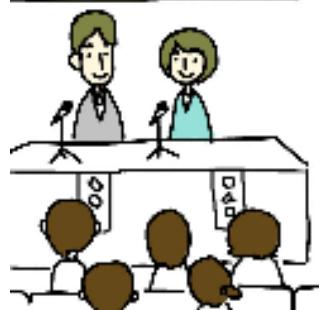
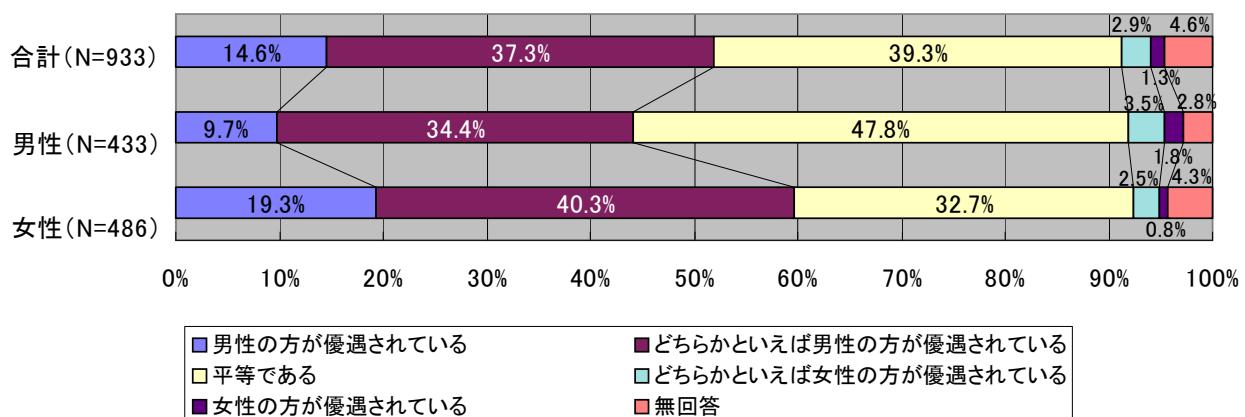


表 I - 1 - ① 家庭における男女の地位の平等について



※ (N=○○○) は、回答数を表しています。以後同じ。

表 I - 1 - ② 地域における男女の地位の平等について

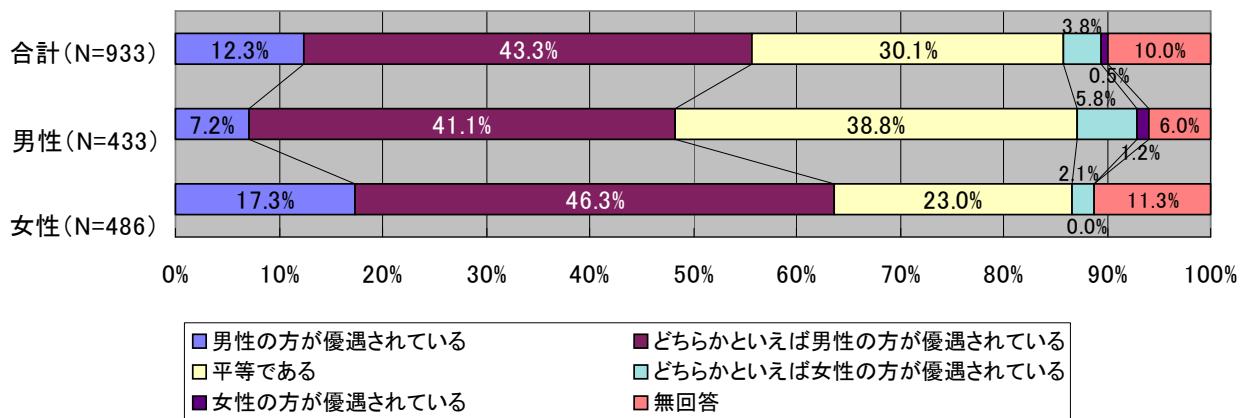
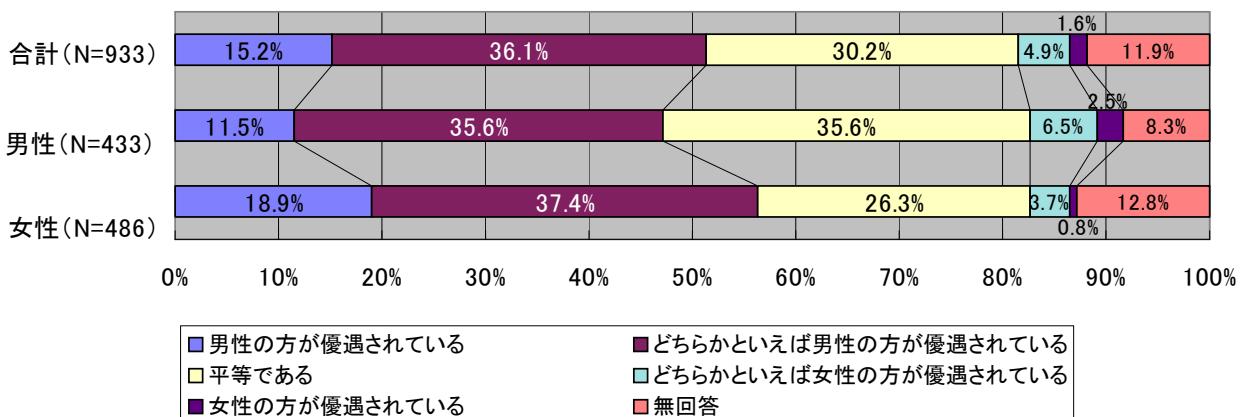


表 I - 1 - ③ 職場における男女の地位の平等について



【課題解決に向けた施策】

重点分野1 固定的な性別役割分担や慣習の見直し

- 施策(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進
- 施策(2) 慣習の見直しに向けた情報の発信

施策(1) 家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発の推進

固定的な性別役割分担意識や慣習の見直しに向けて、男女共同参画意識を高めるための啓発講座等の開催や事業所に対する法制度等の普及啓発を行うなど、家庭・地域・職場における男女共同参画意識啓発に向けた取り組みを進めていきます。

	事業名	事業の概要	担当課
①	家庭における男女共同参画に向けた講座の開催	・男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
		・夫婦が協力して出産・育児ができるように、情報の共有や夫の調理実習、沐浴体験をするための教室を開催します。	保健医療課
		・介護の技術や知識、認知症の方などとの接し方を学び、家族介護のあり方や介護への理解を深めるための教室を開催します。	介護高齢課
		・介護の悩みや苦労、また喜びなどを共有しながら、より良い介護のあり方を追求するとともに、介護者の負担減少のため、精神的なやすらぎの場を提供します。	介護高齢課
②	生涯学習施設等における啓発講座、出前講座等の開催	・出前講座による介護教室や介護の現状について理解を深める講座を通して、男女共同による介護の大切さの普及に努めます。	介護高齢課
		・出前講座による思春期、更年期、心の健康、性教育、男女平等に関する講座を通して、男女共同参画に対する理解を深めます。	生涯学習課
		・現在の啓発講座、出前講座等のメニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加えます。	生涯学習課 政策推進課
③	男女共同参画計画の周知のための学習会の開催	・新たに策定した計画を広く市民に周知するための学習会、講演会を開催し、男女共同参画に対する理解を深めます。	政策推進課
④	男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市の広報等に、男女雇用機会均等法、育児休業制度等に関連する記事を掲載とともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課

施策(2) 慣習の見直しに向けた情報の発信

慣習の見直しに向けて、市の広報やホームページにより男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画意識の高揚に努めます。また、市の刊行物等を作成する際には、男女共同参画の視点に立った表現に留意します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	市の広報、ホームページ等による慣習の見直しに向けた呼びかけ	・新たな計画を広く周知し、慣習の見直しへの理解を深めるため、男女共同参画の特集記事を市の広報に掲載します。	政策推進課
		・男女共同参画意識の醸成のため、ホームページにより慣習の見直しについて啓発します。	政策推進課
②	市民への男女共同参画に関する情報提供	・市役所内全課における男女共同参画に関する情報や国、県、女性財団からの情報を市の広報、ホームページ等により市民に提供します。	全 課
③	市職員への男女共同参画に関する情報提供	・政策推進課と連携し、国、県からの情報を職員に提供します。	総務課
④	男女共同参画の視点から市の広報等の表現についての留意	・市の広報を始めとした刊行物やホームページにおいて、男女共同参画の視点から表現（イラストを含む）に十分留意します。	全 課

◆重点分野2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

【現状と課題】

市民意識調査によると、学校教育の場における男女の地位の平等について、64.5%が「平等である」と感じており、家庭・結婚生活における理想については、68.5%が「男女とも平等に家事・育児をする方がよい」と回答しています。

一方で、66.6%が「男の子は男らしく、女の子は女らしくした方がよい」、71.6%が「子どもが小さい時は母親が子育てに専念した方がよい」、家庭・結婚生活における現実については、67.5%が「炊事・掃除・洗濯は妻が行っている」と回答しており、平等に家事・育児をする方がよいと思っているにもかかわらず、現実には炊事・掃除・洗濯を妻が行っているという矛盾が見られます。

また、学校教育は男女平等の意識付けを行う上で大きな役割を果たしていますが、家庭・結婚生活における現実を見ると、固定的な性別役割分担意識が強く残っていることが分かります。

固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女がそれぞれの能力を十分に発揮できる社会を目指すためには、男女共同参画の視点に立った教育・学習が重要になります。各年代や発達段階に応じた教育・学習環境の充実を図り、多様なプログラムと学習機会を提供しながら男女共同参画に関する意識高揚に努めることが必要です。



表 I - 2 - ① 学校教育の場における男女の地位の平等について

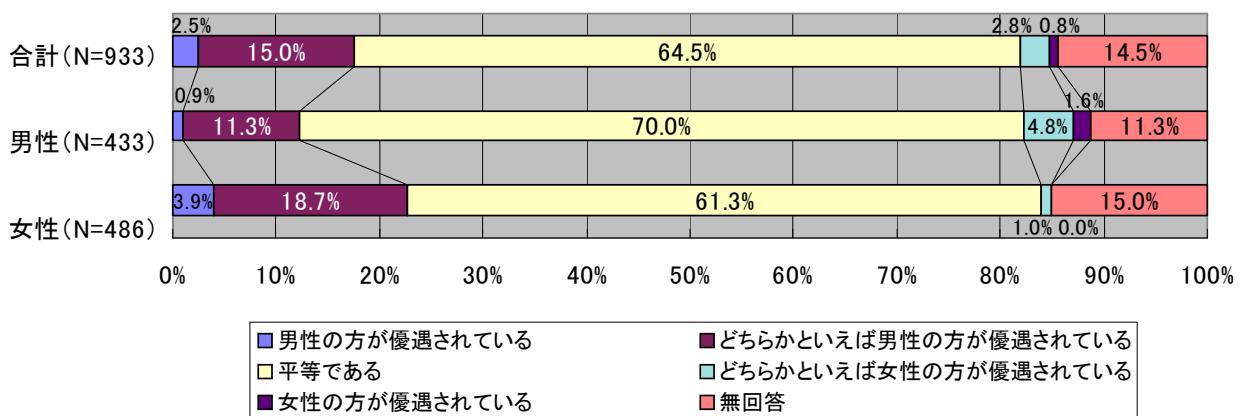


表 I - 2 - ② 男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしくしたほうがよい

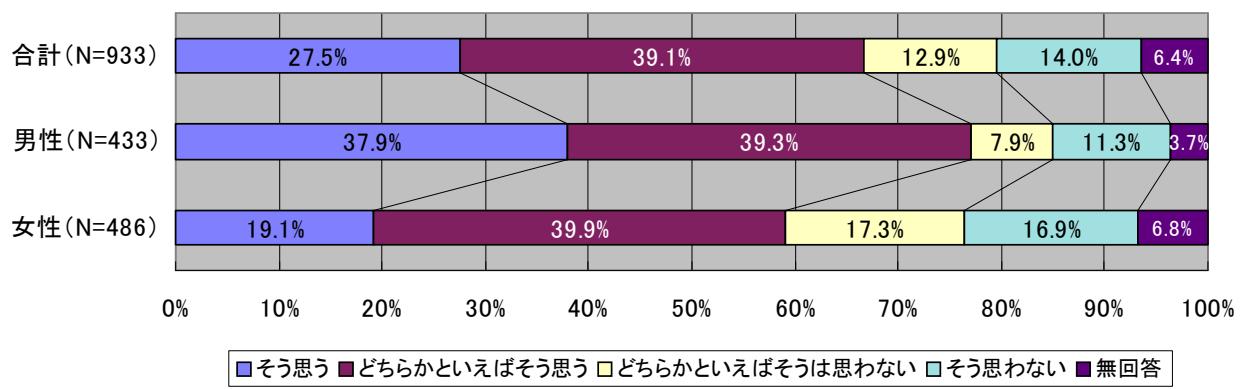


表 I - 2 - ③ 子どもが小さい時は母親が子育てに専念した方がよい

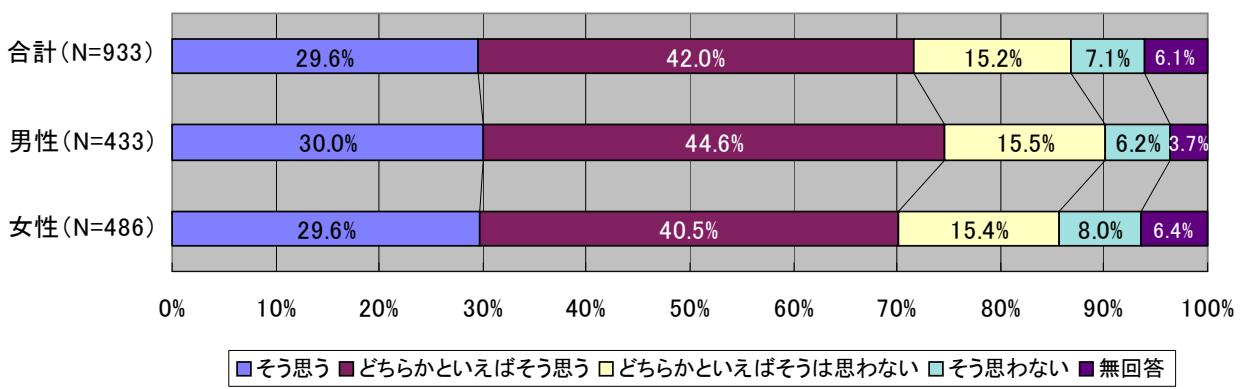
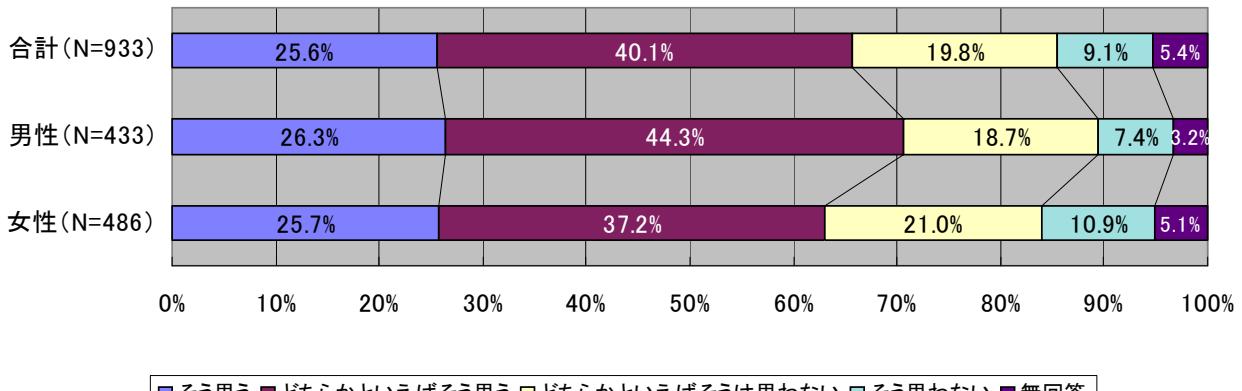


表 I - 2 - ④ 女性が仕事を持つのはよいが、家事・育児はきちんとすべきである



【課題解決に向けた施策】

重点分野2 男女共同参画推進のための教育・学習の充実

- 施策(1) 家庭における男女共同参画教育の推進
- 施策(2) 学校・保育園・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の充実
- 施策(3) 男女共同参画意識形成のための生涯学習の充実

施策(1) 家庭における男女共同参画教育の推進

男女共同参画意識を高めるためには、生活の基本である家庭での教育が大切です。子どもを教育する保護者を対象とした講座を開催するなど、家庭における男女共同参画教育を推進します。

事 業 名	事 業 の 概 要	担 当 課
① 家庭教育の大切さについての啓発	・学校だより等により、男女共同参画の視点による家庭教育の大切さについて保護者に啓発します。	学校教育課
② 子どもを教育する親のための講座の開催等	・家庭内での固定的な性別役割分担意識を是正し、一人ひとりの個性を生かすための研修・講座やお互いに尊重し合いパートナーとして家庭生活を営んでいくための研修・講座を開催します。 ・性教育を通じ、自分を大切にし相手も大切にするという考え方や日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶための講演会を開催します。	生涯学習課 保健医療課
③ 思春期における保健事業の実施	・県（保健所）が開催する小学校高学年児童から高校生・専門学校生を対象とした思春期健康相談のPRを行います。 ・性教育を通じ、自分を大切にし相手も大切にするという考え方や日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶための講演会を開催します。	保健医療課
④ 青少年の健康管理に対する意識向上に向けた啓発	・成人となった人たちに自分の健康管理の方法として、20歳から子宮がん検診を受けることや、望まない妊娠をしない、させないことが、責任ある健康管理であることをパンフレットで啓発します。	保健医療課
⑤ 男女共同参画の視点からの食育の推進	・保育園、幼稚園、学校や市内野菜売り場（一部）などに配布し、家庭での調理法のアドバイスや調理に子供・父親の参加を促すことで食育を進めます。 ・食の大切さと家庭における役割を学ぶため、小中学生を対象とした調理実習を行います。	保健医療課

施策(2) 学校・保育園・幼稚園における男女共同参画の視点に立った教育の充実

学校・保育園・幼稚園における児童・生徒・園児への教育は、男女共同参画意識を育む上で大きな役割を果たしています。保育士・教職員による男女共同参画に関する研修会などを開催するとともに、男女共同参画の視点からの進路指導を行うなど、教育の充実を図ります。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
①	保育士、教職員の研修会の開催	・中学校区ごとに、幼保小中連携による教育懇談会を開催し、取り組みの紹介や意見交換を行います。その際に男女共同参画の視点での教育についても意見交換等を行います。	福祉課 学校教育課
②	保護者への啓発	・家庭への学校だより等を通して、学校・保育園・幼稚園の取り組みを紹介するとともに、家庭教育の大切さについて啓発します。	福祉課 学校教育課
③	男女共同参画に関する教育のあり方の研究	・市内に初めて赴任した教職員の研修会、全教職員を対象とした研修会において、男女共同参画の視点による教育の実施についても研修を行います。 ・幼稚園における研修の実施について呼びかけます。	学校教育課
		・保育園長・主任研修会、全保育士を対象とした研修会において、男女共同参画の視点による保育について研修を行います。	福祉課
④	男女共同参画の視点からの進路指導	・進路指導担当者研修会においては、男女分け隔てのない進路指導を行うよう担当者に指導します。	学校教育課
		・キャリアスタートウィーク（職場体験）の際、希望する企業等の職場選択においては、職種による性差はないことを指導します。	学校教育課
⑤	教材・学習活動の見直し	・使用する教材や学習活動等については各学校に委ねているが、男女共同参画につながる内容を取り上げるよう啓発を行います。	学校教育課

施策(3) 男女共同参画意識形成のための生涯学習の充実

市民が男女共同参画への理解を深めることができるよう、学習機会の充実を図るとともに、託児サービスの提供を行うなど、誰もが学習に参加しやすい環境づくりを推進します。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
① 啓発講座、出前講座の開催		・男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
		・介護の現状について理解を深め、男女共同による介護の大切さを普及させるため、出前講座や介護教室を開催します。	介護高齢課
		・出前講座による思春期、更年期、心の健康、性教育、男女平等に関する講座を通して、男女共同参画に対する理解を深めます。	生涯学習課
		・現在の出前講座メニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加えます。	生涯学習課 政策推進課
②	託児サービスの提供による学習環境の充実	・各課で開催する講座等において、乳幼児を持つ親が学習機会を持てるよう保育ルームの設置に努めます。	全 課
③	社会教育団体への支援	・社会教育団体等に対し、学習機会の周知や男女共同参画に関する情報の提供に努めます。	生涯学習課

◆重点分野3 女性に対する暴力のないまちの実現

【現状と課題】

市民意識調査によると、セクシャル・ハラスメントでは5.8%が「自分が被害を受けた」、ドメスティック・バイオレンスでは3.9%が「自分が被害を受けた」と回答しています。

また、セクシャル・ハラスメントの被害を受けたが「どこ(誰)にも相談しなかった」が44.4%、ドメスティック・バイオレンスの被害を受けたが「相談したかったが、できなかった」と「相談しようと思わなかった」とを合わせると41.7%でした。

女性に対する暴力は決して許されるものではありません。幼少期からの長期にわたる人権教育が必要不可欠です。

また、暴力による被害は潜在化してしまうことが多いため、根絶に向けた積極的な広報活動による、被害の発生を未然に防ぐための環境づくりや、各関係機関と連携して相談体制を充実させるとともに、相談窓口を周知するなど、被害者に対する支援が必要となります。



表 I - 3 -① セクシャル・ハラスメント（セクハラ）について

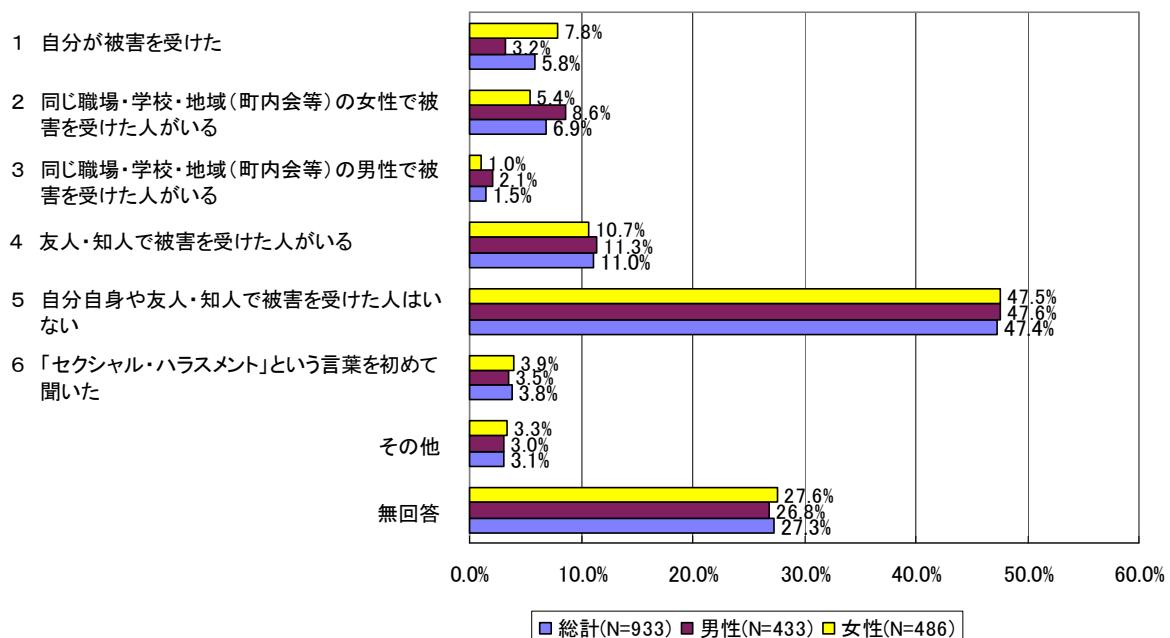


表 I - 3 -② セクシャル・ハラスメント（セクハラ）を受けたときの対応について

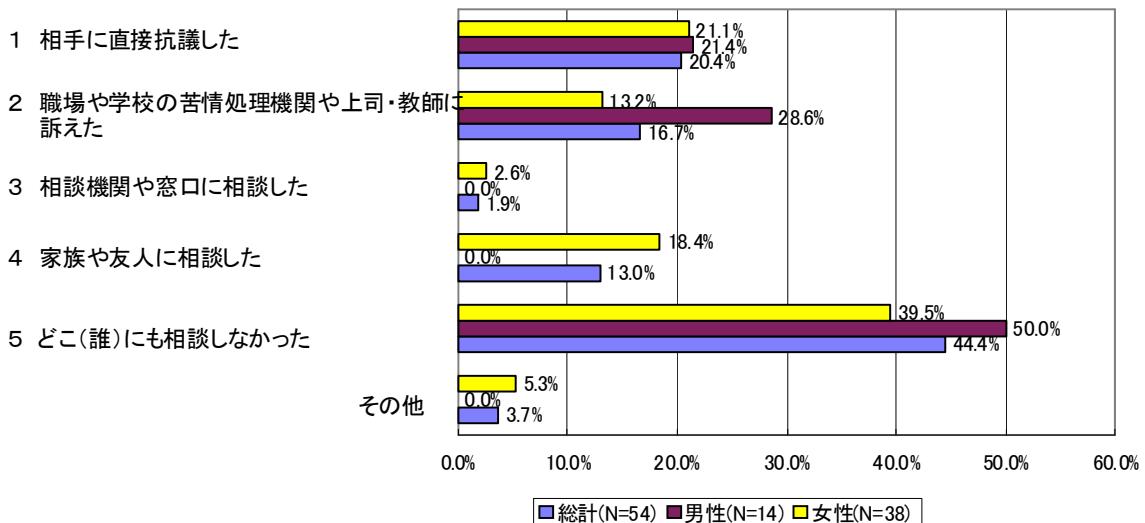


表 I-3-③ ドメスティック・バイオレンス（DV）について

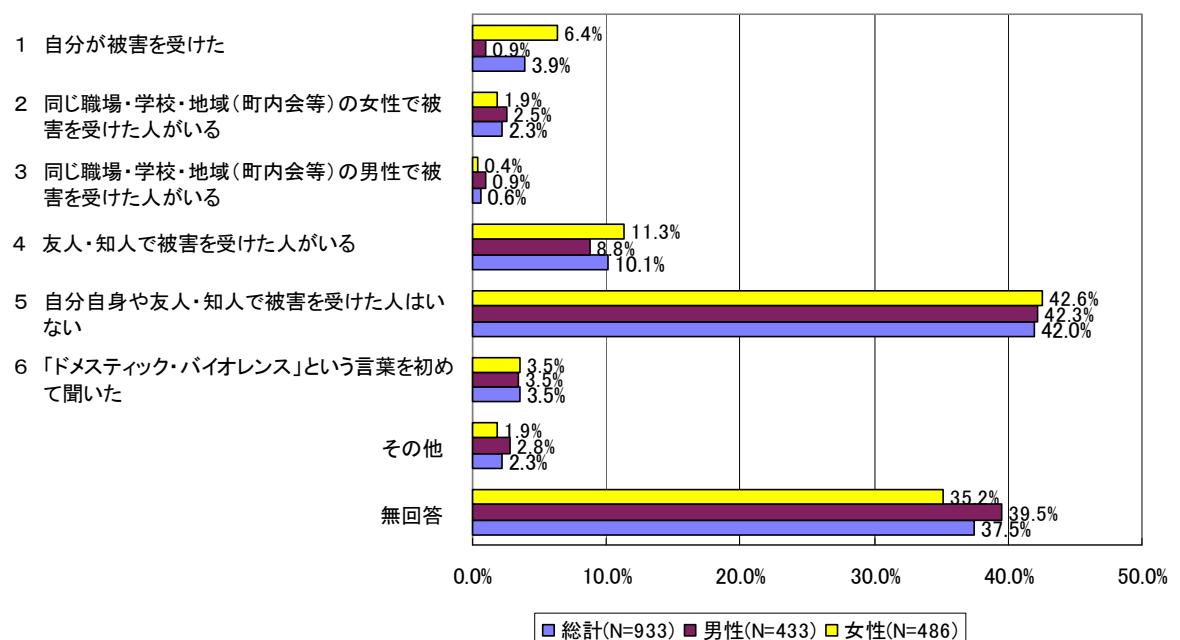
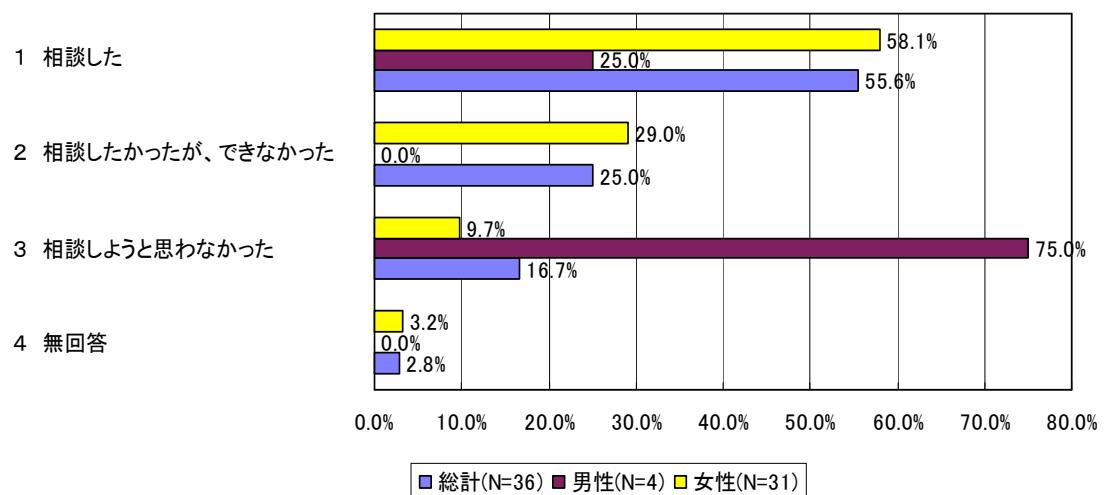


表 I-3-④ ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた時の対応について



【課題解決に向けた施策】

重点分野3 女性に対する暴力のないまちの実現

- 施策(1) あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進
- 施策(2) 相談体制の充実
- 施策(3) 関係機関との連携強化

施策(1) あらゆる暴力の防止に向けての啓発の推進

暴力のないまちの実現のために、暴力は重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという意識啓発を進めるとともに、学校教育活動の中でも児童・生徒への指導を行っていきます。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
①	児童虐待やDVの防止に向けた広報、啓発	・市の広報、ホームページやポスター、チラシ等により防止に向けた啓発を行います。	福祉課
②	事業所に向けてのセクシャル・ハラスメント防止・対応に向けた意識啓発	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」に関連する記事を掲載するとともに、ハローワーク村上、雇用対策協議会と連携した啓発を行います。また、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
③	あらゆる暴力の防止・根絶に向けた教育の実施	・学校教育活動の中で児童・生徒に指導するだけでなく、保護者にも学校だより等を通して、学校の姿勢・取り組みを周知します。	学校教育課

施策(2) 相談体制の充実

被害を受けた人が安心して相談ができるよう、相談体制の充実に努めるとともに、市の広報やホームページにより窓口の周知を行い、被害の潜在化の防止に向けた取り組みを推進します。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
①	家庭相談員による相談体制の充実と相談窓口の周知	・家庭相談員を積極的に研修に参加させ、相談の対応力を高めるとともに、市の広報やホームページにより相談窓口の周知を行います。	福祉課
②	セクシャル・ハラスメント相談窓口の設置	・市民相談、心配ごと相談においてセクハラに関する相談を受けた場合、専門の相談窓口の紹介等を行います。	市民課 福祉課
③	高齢者虐待防止ネットワークの充実と相談窓口の周知	・市民、介護事業所、関係機関、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等との高齢者の見守り・保護のためのネットワークを充実させるとともに、相談体制の周知を行います。	介護高齢課

施策(3) 関係機関との連携強化

暴力の早期発見や未然防止のため、関係機関との連携を強化します。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
①	県女性福祉相談所等関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・配偶者暴力防止実務担当者会議への出席等を通して、県の女性福祉相談所、児童相談所等との連携を強化します。	福 祉 課
②	要保護児童対策地域協議会の開催等による関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・未然防止のため、要保護児童対策地域協議会において対策事業・協力体制を充実させます。・協議会としてだけでなく、関係機関との連絡会議を随時行います。・各地区要保護児童対策会議、実務者会議、ケース会議、毎月の新発田児童相談所との定期連絡会等を通じて、関係機関との連携を強化します。	福 祉 課

◆重点分野4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり

【現状と課題】

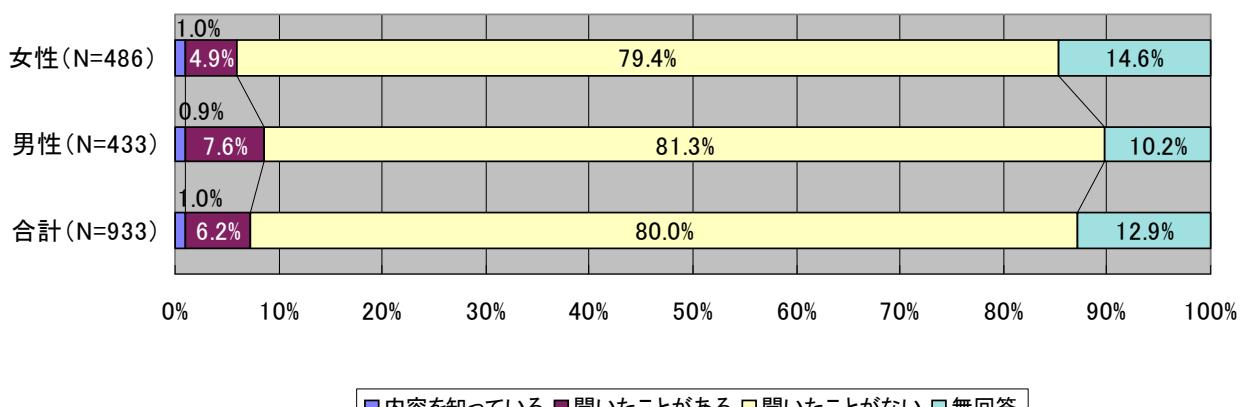
市民意識調査によると、80.0%が「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」という言葉を聞いたことがないと回答しています。

男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現に向けての前提となります。そのためには、心身の健康についての正確な知識を身に付け、生涯を通じて健康に暮らすことができるよう取り組んでいく必要があります。

女性には妊娠や出産など、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があることから、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)についての認識を深めることが重要です。

今後は、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の趣旨を広く社会に浸透させながら、女性の生涯にわたる心身の健康に配慮した総合的な支援を行っていくことが必要です。

表I－4－① リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認知度



【課題解決に向けた施策】

重点分野4 生涯にわたる女性の心と体の健康づくり

— 施策(1) 生涯を通じた女性の心と体の健康づくりの推進

施策(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進

施策(1) 生涯を通じた女性の心と体の健康づくりの推進

生涯を通じて、いきいきと暮らすためには、心身の健康づくりが重要です。女性は男性と異なる健康上の問題に直面することにも留意し、心と体の健康づくりに向けた取り組みを推進します。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担 当 課
①	各種検診（がん・基本・特定）、事後指導や訪問事業の実施	・生涯を通じた健康づくりのため、各種検診、事後指導、訪問事業を実施します。	保健医療課
②	地域での更年期等の健康教育の実施	・女性の健康管理に関する内容の相談や講演を行います。	保健医療課
③	子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成	・中学1年生から高校1年生の女性を対象に、子宮頸がんの発生リスクを抑えるため、予防ワクチン接種費用の助成を行います。	保健医療課
④	食生活改善調理講習会の開催	・健康づくりに向けて、希望する町内・集落において講習会を開催します。	保健医療課
⑤	介護予防教室の開催	・日常生活における運動機能の維持と健康増進のための教室を開催します。	介護高齢課
⑥	スポーツを通じた健康増進の推進	・市民への運動の定着を目的にウォーキング教室やダイエット教室を開催します。	保健医療課 生涯学習課
⑦	心の健康づくりの推進	・うつ病の理解と予防や対応の仕方などについて理解を深めるための講座を開催します。【町内、集落においても、希望により開催】	保健医療課
		・子育て中の家族のリフレッシュのため、子育て支援センターの育児講座でヨガ教室、エアロビクス教室等を開催します。	福祉課
		・家に閉じこもり気味になりがちな高齢者に対し、生きがいづくりや趣味、仲間づくりの機会を身近なところで参加できるよう支援するため、地域の茶の間や老人クラブの活動を支援します。	介護高齢課
		・年齢にふさわしい社会的能力とより良い人間関係をつくりながら楽しく学び、地域の活動やまちづくり等に対して積極的に参加できるような学習機会を提供します。	生涯学習課

施策(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発の推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの趣旨を広く社会に浸透させるため、思春期における保健事業を行うとともに、妊婦健康診査への助成や妊産婦への訪問事業などの取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	妊婦健康診査への助成や妊産婦への訪問事業の実施	・妊婦健診の助成を最大14回まで行うとともに、希望する妊婦と全産婦への訪問事業を行います。	保健医療課
②	思春期における保健事業の実施	・県（保健所）が開催する小学校高学年児童から高校生・専門学校生を対象とした思春期健康相談のPRを行います。 ・性教育を通して、自分を大切にし相手も大切にするという考え方や日常の親子や夫婦のあり方が重要であることを学ぶための講演会を開催します。	保健医療課
③	女性のライフスタイルを中心とした健康教育や相談会の実施	・女性のライフスタイルの多様化による生活環境の変化や健康問題を学ぶことで、より健康的で有意義な生活を送れるよう相談会や教室等を開催します。	保健医療課

基本目標II 男女がともに参画しやすいまちづくり

- └ 重点分野1 政策・方針決定の場への女性の参画推進
- └ 重点分野2 地域活動における男女共同参画の推進
- └ 重点分野3 女性の人材育成

これまで、女性が政策・方針決定の場や地域活動に参画することは男性に比べて少なく、女性の知識や経験が十分に活かされていませんでした。

女性自身が責任ある地位に就くことに抵抗がある、女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないといった傾向を見直し、女性の役職への登用に向けた啓発や広報活動を積極的に行いながら、男女が社会の中で対等な構成員であるという意識啓発を図っていく必要があります。

また、職場や地域における女性の人材育成を推進し、「男女がともに参画しやすいまちづくり」を目指します。

◆重点分野1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

【現状と課題】

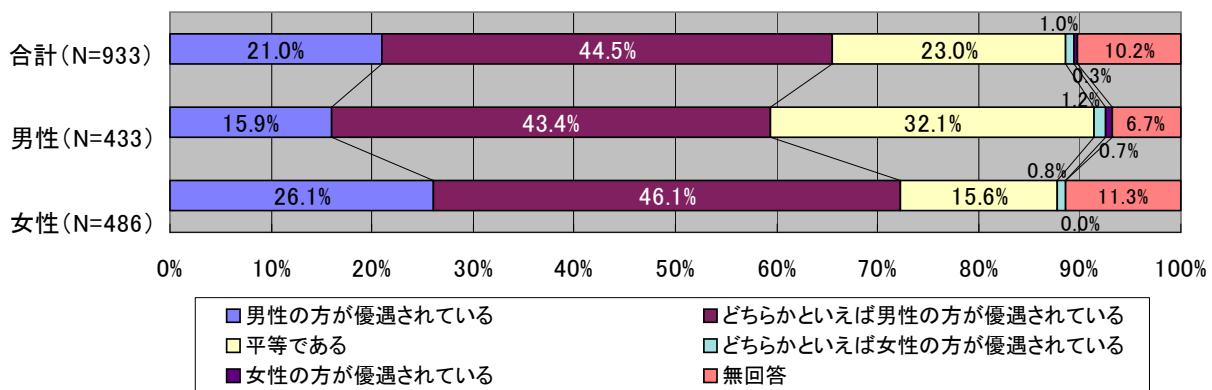
市民意識調査によると、政治・経済活動の場における男女の平等感については、65.5%が「男性が優遇されている」と回答しています。

女性が政策・方針決定の場に積極的に参画し、個性や能力を発揮して社会的責任を担っていくことは、男女共同参画社会の実現のために必要不可欠なものです。

市でも、審議会等の委員に女性が参画するよう、さらに積極的な取り組みを進めるとともに、事業所や各種団体においても女性の参画が拡大されるように啓発活動を行っていくことが必要です。



表Ⅱ－1－① 政治・経済活動の場における男女の平等感



【課題解決に向けた施策】

重点分野1 政策・方針決定の場への女性の参画推進

- 施策(1) 市の政策決定の場への女性参画の推進
- 施策(2) 各種団体や事業所などにおける方針決定の場への女性参画の推進

施策(1) 市の政策決定の場への女性参画の推進

市の政策決定の場において女性の意見を反映させるため、審議会等への女性の参画の拡大や市の女性職員の管理職等への積極的登用を推進します。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
①	審議会等への女性の参画の拡大	・各課で担当する各種審議会等での女性参画に努めます。	全 課
②	市役所内部における女性職員の管理職等への積極的登用	・人事異動時の管理職員登用において、女性職員の登用を積極的に行います。	総 务 課

施策(2) 各種団体や事業所などにおける方針決定の場への女性参画の推進

方針決定の場への女性の参画のため、各種団体や事業所などに女性の役職への登用に向けての啓発を推進します。

	事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
①	女性の役職への登用の啓発や広報活動	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」等に関連する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課

◆重点分野2 地域活動における男女共同参画の推進

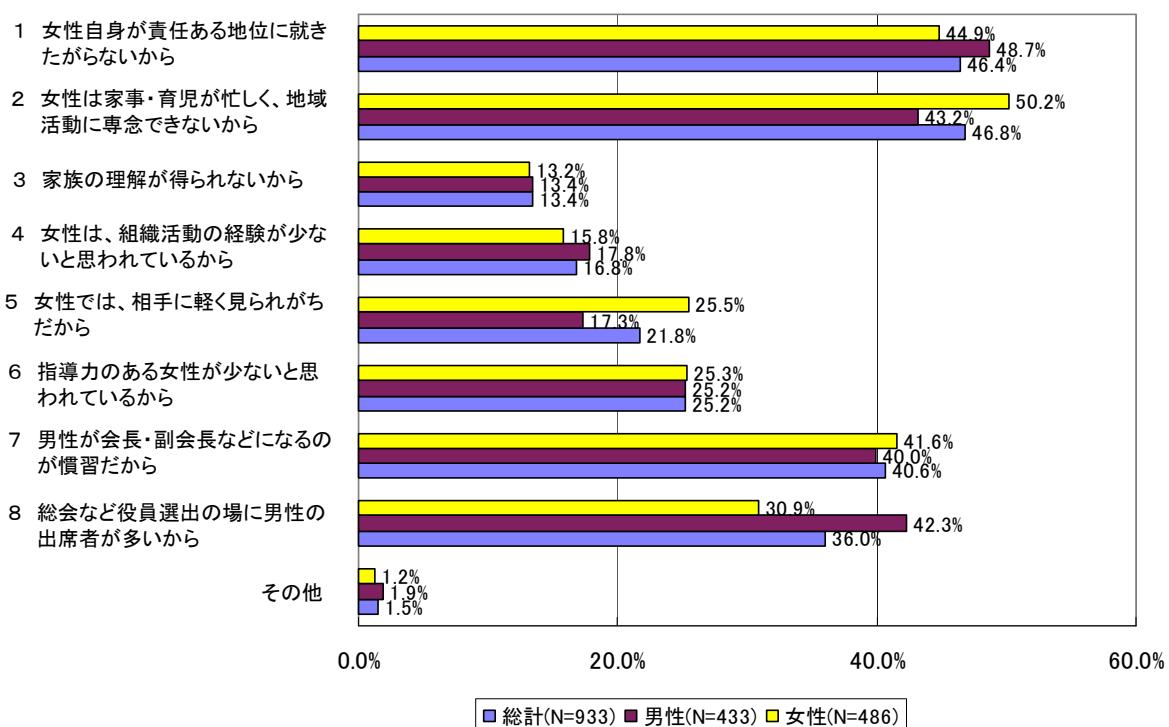
【現状と課題】

市民意識調査では、「地域活動の役員に男性が多い原因は何だと思うか」問い合わせに対する回答として、「女性は家事・育児が忙しく、地域活動に専念できないから」が46.8%で最も多く、「女性自身が責任ある地位に就きたがらないから」が46.4%、「男性が会長・副会長などになるのが慣習だから」が40.6%、「総会など役員選出の場に男性の出席者が多いから」が36.0%で続いており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。

女性も地域の一員であるという意識付けのための啓発活動を進め、地域活動により多くの女性の意見を反映させるための仕組みづくりが必要です。

また、防災分野においても、組織の運営や活動の進め方について女性の視点を取り入れるなど、積極的に男女共同参画を進める必要があります。

表II-2-① P T A や町内会などの地域団体における役員に男性が多い原因



【課題解決に向けた施策】

重点分野2 地域活動における男女共同参画の推進

- 施策(1) 地域づくりへの女性参画の推進
- 施策(2) 防災分野における女性参画の推進

施策(1) 地域づくりへの女性参画の推進

市民協働のまちづくりの推進により、男女が積極的に地域活動に参画し、女性の意見が反映されるような仕組みづくりを進めます。

事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
① 市民協働のまちづくりの推進	・市からの交付金により、全住民が積極的に参画できる事業を実施します。 ・住民総参加の推進や住民意識の高揚を図るための研修会等を開催し、実施事業や住民参画などの情報交換する場づくりを行います。 ・先進事例の紹介や事業推進に対する専門的な知見からアドバイスするアドバイザーを設置します。	自治振興課
	・市民協働のまちづくりの成果を踏まえた（仮）市民フォーラムにおいて、地域における女性参画の場づくりを盛り込んだ講演会を開催します。	自治振興課
	・各まちづくり協議会における出前講座等を活用した研修会の開催について呼びかけます。	生涯学習課 自治振興課

施策(2) 防災分野における女性参画の推進

地域における自主防災などでは、女性の視点に立った取り組みが大切であり、自主防災組織へ女性の参画の促進など、防災分野における女性の参画を推進します。

事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
① 農協女性部防火クラブの活動への支援	・防火教室や救命講習会等を通して、各女性部防火クラブの家庭防火のための知識・技術の習得を支援し、家庭における安全対策推進者となるとともに、地域の防災リーダーとして自主防災会との連携を図ることで、防災分野での女性の参画につなげます。	消防本部
② 自主防災組織への女性参画の促進	・毎年開催する自主防災セミナーや自主防災に関する出前講座を開催する際に女性の参画を呼びかけ、市民全体の防災意識の高揚につなげます。	総務課
③ 災害時における女性相談員による窓口の設置	・災害時において、母子等へのきめ細やかな対応のため、女性相談員による相談窓口を設置します。	総務課

◆重点分野3 女性の人材育成

【現状と課題】

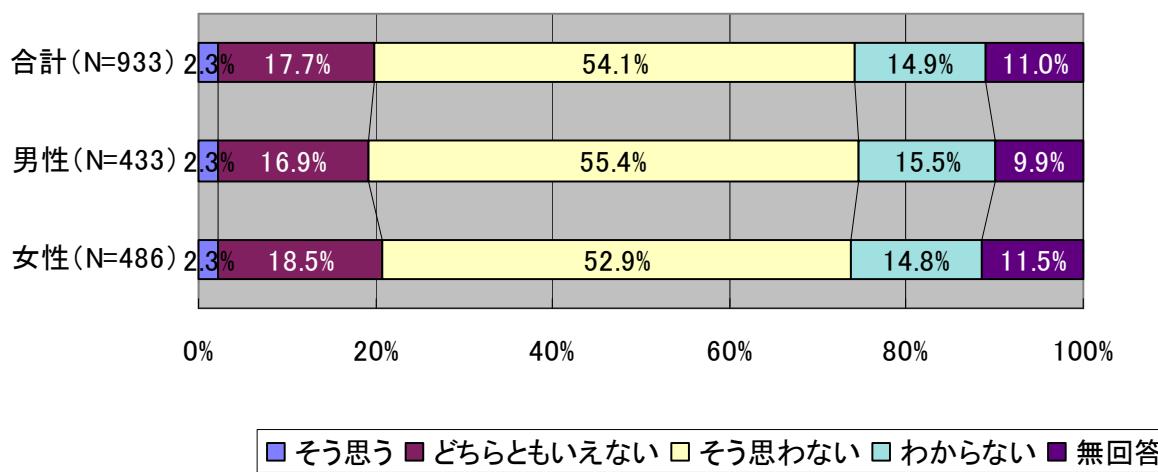
女性が政策・方針決定の場や地域活動に参画していくためには、女性自身の意識改革を進めることが大切です。

女性自身が、責任ある立場に就くことへのためらいなどの自己規制、過小評価などを改め、知識や経験をあらゆる分野に活かしていかなければなりません。

そのためには、人材育成と能力向上の機会や行政が行う各種研修などに積極的に参加するよう、働きかけていく必要があります。

また、女性の人材発掘、育成を進め、地域の活性化につなげていくことが必要です。

表II－3－① 女性の能力発揮の場が多いと思うか



【課題解決に向けた施策】

重点分野3 女性の人材育成

— 施策(1) 女性の社会参画に向けた人材育成

施策(1) 女性の社会参画に向けた人材育成

あらゆる分野に女性が参画していくためには、人材の育成は欠かすことができません。女性が活躍できるよう、女性の人材育成につながる取り組みを推進していきます。

事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
① 管理職向け研修等への参加啓発	・ハローワークが開催するキャリアアップセミナー、雇用対策協議会が開催する中間管理職セミナーへの参加を会報等により呼びかけるとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
② 市役所内部における女性の人材育成のための研修機会の確保	・人材育成のための専門研修等においては、女性職員を積極的参加を促し、識見の向上を図ります。	総務課
③ 市民協働のまちづくりの推進	・市民協働のまちづくりの趣旨である全住民の積極的参加に向けた研修会を開催します。	自治振興課
④ 女性が中心となって活動する団体への支援	・女性が中心となって活動している団体への支援を通じて、人材の育成につなげます。	全課
⑤ 地域の茶の間、老人クラブ活動への支援	・地域の茶の間、老人クラブ活動への支援を通して、女性の地域・活動リーダーの育成につなげます。	介護高齢課
⑥ 農村地域生活アドバイザーの育成	・農村地域生活アドバイザーミーティングの研修会等を通じて、地区内外のアドバイザーと交流することにより、意識を高め、農村女性の社会参画を推進します。	農林水産課
⑦ 社会教育団体等への支援を通じた女性の人材育成	・社会教育団体等に対し、学習機会の周知や男女共同参画に関する情報の提供に努め、人材育成につなげます。	生涯学習課
⑧ P T A活動における男女共同参画の促進	・P T A連絡協議会の場を利用して、P T A活動における女性の役員就任や意思決定の場への参画について積極的に働きかけます。	学校教育課

基本目標Ⅲ 男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり

- └ 重点分野1 家庭生活における男女共同参画の推進
- └ 重点分野2 働く場における男女共同参画の推進
- └ 重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成

働く女性が増えてきたことにより、男女がともに家事を行いながら子育てをしていかなければなりません。

これまで女性が当たり前のように行ってきた家事や育児を、男女が協力し担っていくという意識付けを行い、家庭の中での意識改革を進める必要があります。

また、働く女性が増えたことにより、性別にとらわれることなく、均等な雇用機会と待遇が確保されるよう、働きかけていく必要があります。

男女がともに協力し合い、仕事と家庭を両立させ、安心して子どもを産み育てることができる、「男女が家庭も仕事もともに担うまちづくり」を進めます。

◆重点分野1 家庭生活における男女共同参画の推進

【現状と課題】

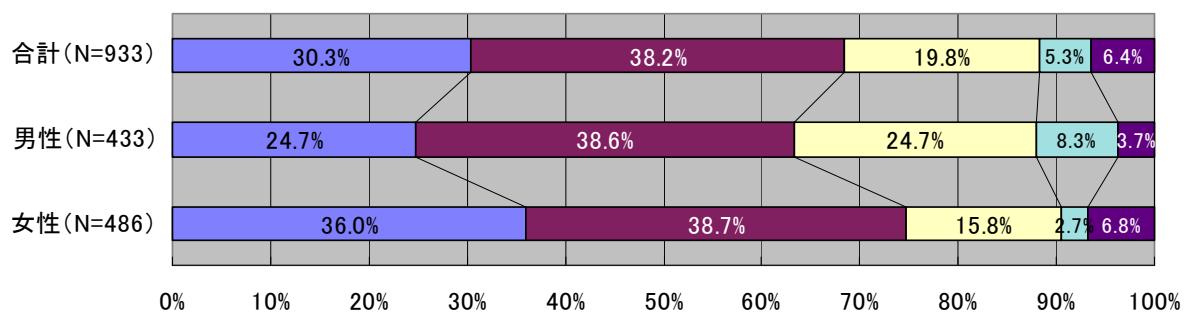
市民意識調査では、男女とも平等に家事、育児をする方がよいかとの問い合わせに対して、68.5%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しています。しかし、現実はどうかという問い合わせには、67.5%が「炊事・掃除・洗濯は妻が行っている」と回答しています。

個人の価値観やライフスタイルは多様化していますが、家事・育児は女性がするものという意識が残っているのが現状です。

家事・育児の負担が女性にかかっているため、これからは男性がもっと積極的に家庭生活に参画するよう意識啓発を図り、男女が平等に仕事と、家事や育児などの生活とを両立できるように、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための取り組みが必要です。

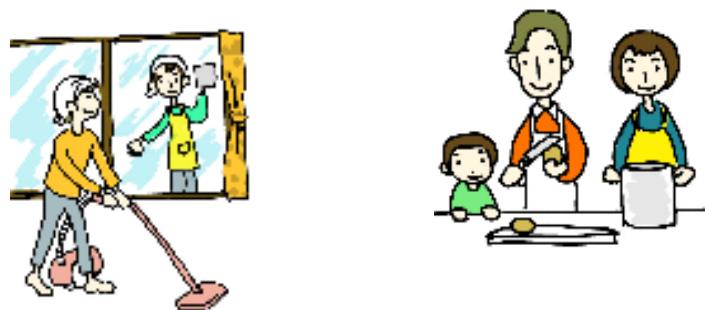
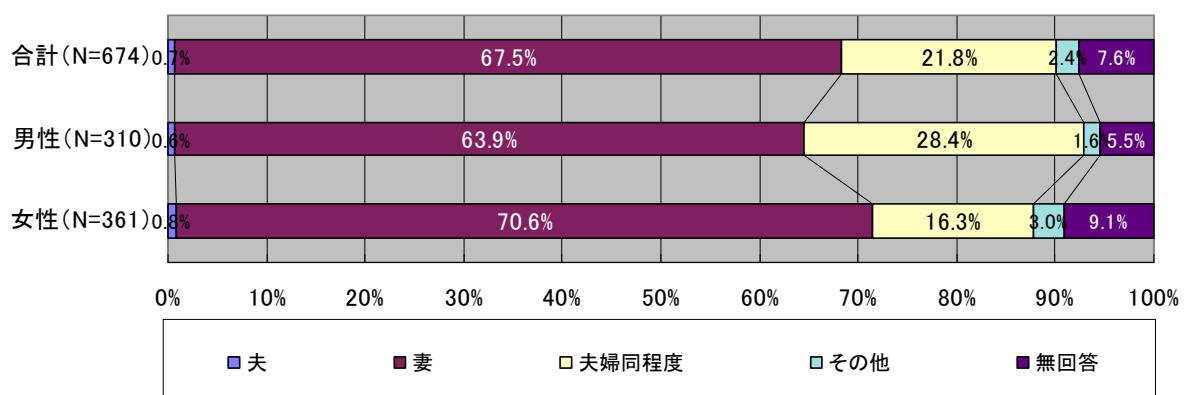


表III－1－① 男女とも平等に家事、育児をする方がよい



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う □ どちらかといえばそうは思わない □ そう思わない ■ 無回答

表III－1－② 炊事・掃除・洗濯(現実)



【課題解決に向けた施策】

重点分野1 家庭生活における男女共同参画の推進

- 施策(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進
- 施策(2) 子育て、介護支援の充実

施策(1) 家事・育児・介護への男女共同参画の推進

これまで女性に負担がかかってきた家事・育児・介護への男性の参加を促進し、男女が協力して担うという意識を啓発するため、各種講座を開催します。

事業名	事業の概要	担当課
① 男性の家事・育児・介護参加に向けた講座の開催	・男性が家事や育児に携わるきっかけをつくり、基礎的な技術を習得するための講座を開催します。	生涯学習課
	・夫婦が協力して出産・育児ができるように、情報の共有や夫の調理実習、沐浴体験をするための教室を開催します。	保健医療課
	・介護の技術や知識、認知症の方などとの接し方を学び、家族介護のあり方や介護への理解を深めるための教室を開催します。	介護高齢課

施策(2) 子育て、介護支援の充実

子育てや介護を男女が協力して担うという意識付けを行うと同時に、仕事と家庭生活を両立できるよう、子育て、介護支援の充実に向けた取り組みを推進します。

事業名	事業の概要	担当課
① 介護保険施設の整備	・地域密着型介護老人福祉施設29人定員2施設、認知症対応型共同生活介助9人定員2ユニットを新たに整備し、重度の介護者への支援と家族介護の緩和を図ります。	介護高齢課
② 地域見守り支え合い体制の充実	・「街中お年寄り愛所」を通じた、地域で高齢者を見守る仕組みを整備します。	介護高齢課
③ 介護者の集いの開催	・介護の悩みや苦労、また喜びなどを共有しながら、より良い介護のあり方を追求するとともに、介護者の負担減少のため、精神的なやすらぎの場を提供します。	介護高齢課
④ 子ども・若者育成支援推進体制の構築	・社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための支援者の育成や、福祉、保健医療、教育などの関係機関の連携を図ります。 ・平成25年度までに、府内連絡会議、関係機関等により構成される協議会を設置して具体的な検討(支援者の育成を含む)を行い、平成26年度から相談等に対応します。	生涯学習課
⑤ 母性健康管理指導事項連絡カードの活用紹介	・母子手帳発行時に、連絡カードについて説明します。	保健医療課
⑥ 乳幼児健診時における母親の健康相談	・子どもの発達確認や育児指導の際に、母親の心身の状況も確認し相談を行います。	保健医療課

	事業名	事業の概要	担当課
⑦	育児相談・離乳食相談の開催	・育児相談や離乳食を中心とした相談を行います。	保健医療課
⑧	子育て広場の開設	・子育て支援センター5か所と認定子ども園1園で、子育て中の親と子の交流の場の提供と交流促進のため、広場を開設します。 ・出前広場を実施し、利用者の利便を図ります。	福祉課
⑨	一時預かり事業等保育サービスの充実	・家庭での保育が一時的に困難となった時や育児疲れの時など、生後4か月以上の乳幼児を対象に、市内の公立保育園5か所と認定こども園1か所で実施します。	福祉課
⑩	子育て支援センター、児童館における相談事業、育児講座の実施	・6か所の支援センターで、専任の保育士による子育て相談を実施します。 ・保健師や栄養士による相談を月1、2回定期的に行います。 ・親子遊び、幼児救急法、リフレッシュ教室などの育児講座を開催します。 ・4か所の児童館でも、指導員による育児相談を実施します。	福祉課

◆重点分野2 働く場における男女共同参画の推進

【現状と課題】

市民意識調査では、村上市における女性が働く環境について「女性の働く場が多いか」との問い合わせに対して、60.7%が「そう思わない」と回答しています。

また、「昇進・給与等に男女の差別がない」かどうかとの問い合わせに対しても、「そう思わない」という回答が46.7%を占める結果となりました。

日本全体で見ると、昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働きの世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯数を上回っています。平成22年では雇用者の共働き世帯は1,012万世帯、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は797万世帯となっています。

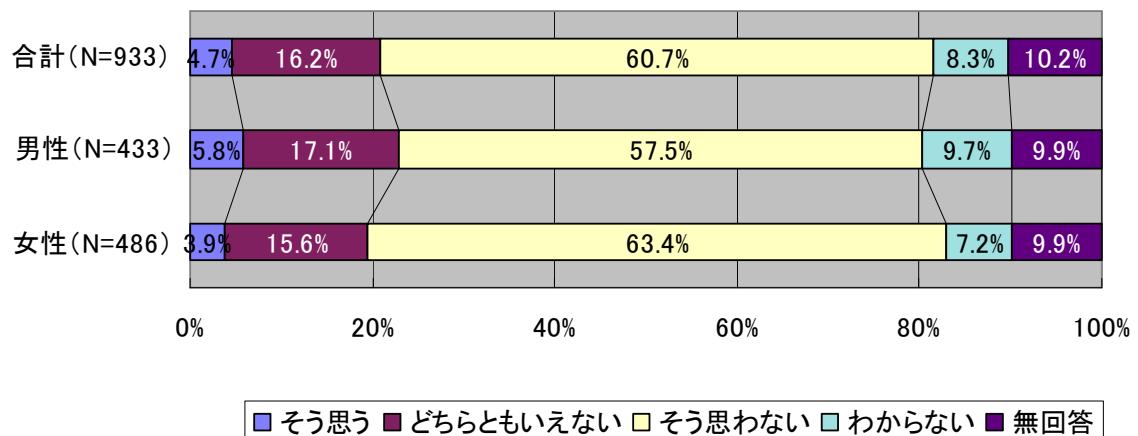
働く女性が増えてきたことにより、男女雇用機会均等法などの法の整備は進んできていますが、結婚、出産を機に仕事を辞め、再就職の際はパートタイム労働などの非正規雇用となる傾向があり、男女間の平均賃金には依然として差があるのが現状です。

働く場において、性別やライフスタイルにとらわれずに個人の能力を発揮できる環境づくりを進めるため、男女の均等な雇用機会と待遇確保を図るための働きかけを行っていく必要があります。

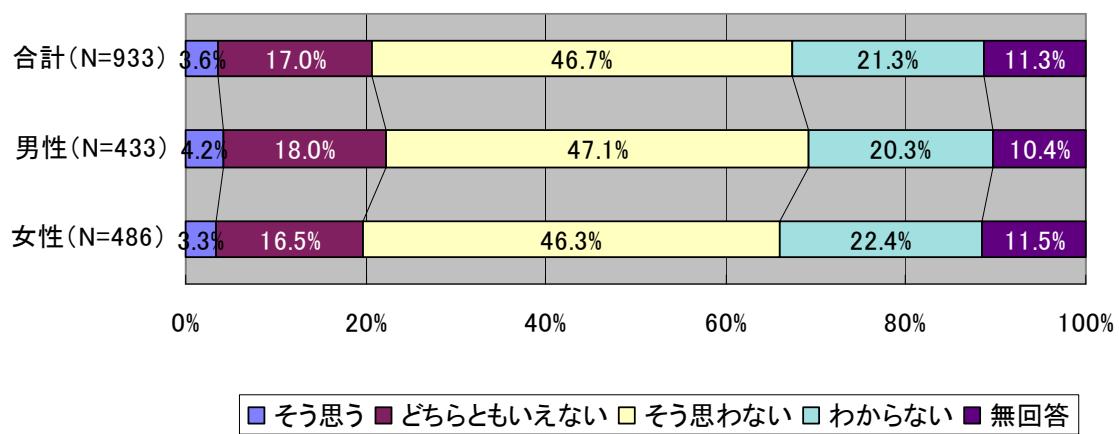


※雇用者の共働きに関する記述については、平成24年男女共同参画白書では震災の影響により岩手県、宮城県、福島県を除いた数値を用いていますため、平成23年男女共同参画白書から引用しました。

表III－2－① 女性が働く場が多いと思うか



表III－2－② 昇進・給与等に男女の差別的扱いがない



【課題解決に向けた施策】

重点分野2 働く場における男女共同参画の推進

- 施策(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保
- 施策(2) 女性への就労支援の充実
- 施策(3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

施策(1) 男女均等な雇用機会と待遇の確保

男女が均等な雇用機会と能力に応じた待遇が確保されるよう、男女雇用均等法や育児休業制度等について普及啓発するとともに、ハッピー・パートナー企業登録に向けた啓発を行うなど、職場環境の整備に向けた取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	男女共同参画推進に向けての事業主、自営業主への普及啓発活動の実施	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市の広報等に、男女がともに子育てできる職場環境整備の必要性や事業所に対する就労支援制度等に関する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
②	ハッピー・パートナー企業登録の推進	・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」等に関連する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
③	就労の場の確保	・企業訪問による企業誘致活動、雇用拡大への依頼を行います。	商工観光課
④	入札参加資格審査における男女共同参画を推進する企業に対する優遇	・企業における男女共同参画に向けて、入札参加資格審査における優遇策を講じます。	財政課

施策(2) 女性への就労支援の充実

就労のための技術取得への支援や再就職に向けた情報提供を行うなど、働きたいと思う女性の就労を支援する取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	シルバー人材センターへの支援	・補助金等により、シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の就労支援につなげます。	介護高齢課
②	就労のための技術取得等への支援	・ハローワークが行う各種セミナーの情報を周知します。	商工観光課
③	職業訓練受講に対する支援	・職業訓練校への補助により、市民の職業訓練受講への支援につなげます。	商工観光課
④	労働相談の周知	・ハローワークが行う労働相談の情報を周知するとともに、市の広報に関連記事を掲載します。また、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課
⑤	県や関係機関が行う能力開発研修、再就職支援セミナー等についての情報提供	・県やハローワークなど関係機関が行う研修、セミナーの情報を周知するとともに、市の広報に関連記事を掲載します。また、ホームページにも情報を掲載します。	商工観光課

	事業名	事業の概要	担当課
⑥	低年齢児童の受入れや障がい児、配慮を必要とする児童の保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が仕事や病気などで保育できない生後4か月からの乳幼児の受入れを公立保育園12園と認定こども園1園で行います。 ・生後11か月からの乳幼児の受入れは、全園で行います。 ・土曜保育を村上地区、荒川地区、山北地区各1園で実施します。 ・保育が必要な障がい児、配慮を必要とする児童は、特性を理解し、保健師や医療機関等と連携を取り合いながら、全園で受入れを行います。 	福祉課
⑦	母子家庭自立支援給付事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金給付制度、高等技能訓練促進費等給付制度により、就職に有利となる資格取得を支援するため、必要な費用の一部を支給します。 	福祉課
⑧	学童保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市内12か所で学童保育所を開設します。 	福祉課

施策(3) 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の推進

農林水産業や商工自営業に従事する女性が、経営に参画する機会を持ち、意欲と能力を発揮できるよう、労働条件向上に向けた広報活動等の取り組みを推進します。

	事業名	事業の概要	担当課
①	農林水産業・商工自営業の労働条件向上のための広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者申請に向けた制度の周知のため、市の広報に情報を掲載します。 ・商工会議所、各商工会の会報や「企業ニュース@村上市」、市の広報等に関連する記事を掲載するとともに、ホームページにも情報を掲載します。 	農林水産課
		<ul style="list-style-type: none"> ・各種会議において協定について周知するとともに、市の広報等への掲載により制度を周知します。 	商工観光課
②	農業における家族経営協定締結の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県等が主催する研修会、交流会についての情報を、農村地域生活アドバイザーハウスを通じて提供します。 	農林水産課
③	女性の経営参画のための情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・農村地域生活アドバイザーハウスの研修会等を通じて、地区内外のアドバイザーと交流することにより、意識を高め、農村女性の社会参画を推進します。 	農林水産課
④	農村地域生活アドバイザーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化への取り組みとして、農村地域生活アドバイザーハウスによる事例視察研修を開催し、アドバイザー事業の活性化と農山漁村女性の社会参画を促進します。 	農林水産課
⑤	農林漁業新規就労者・後継者育成の担い手対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足の解消を図るため、国の制度も活用しながら、新規就業者に対する研修や研修中の給付金等の支援を実施し、独立経営体の育成に努めます。 	農林水産課

◆重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成

【現状と課題】

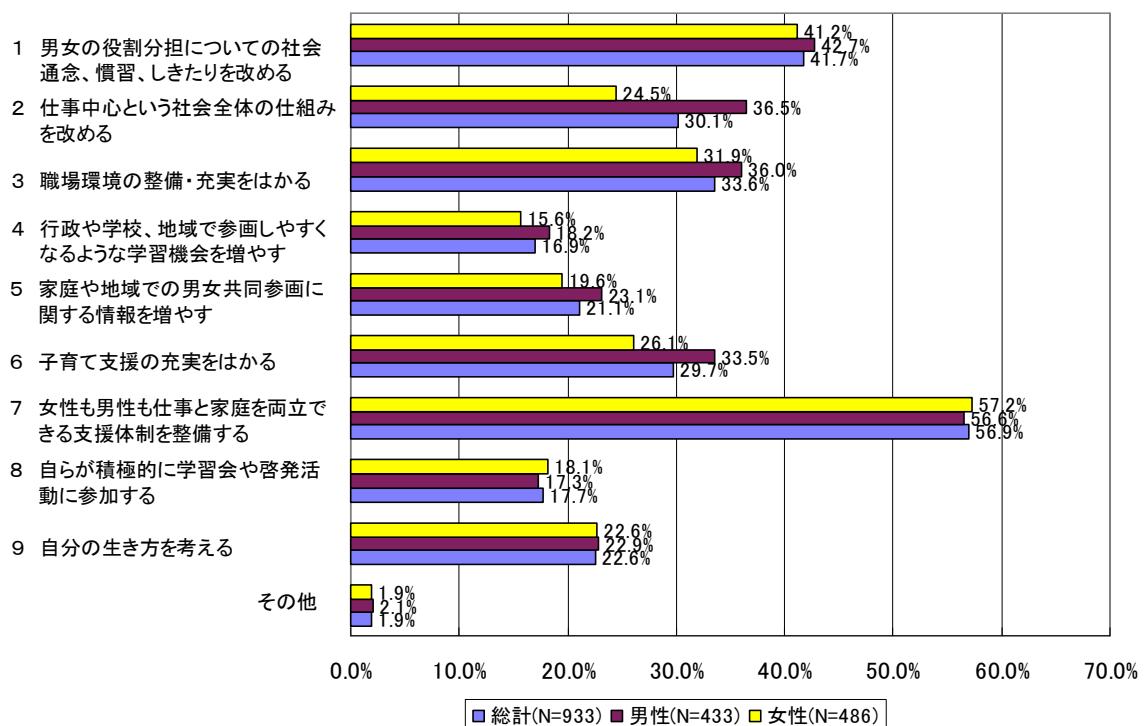
市民意識調査では、「男女がともに家事、子育てや教育、地域活動に積極的に参画していくために、どのようなことが必要だと思うか」との問い合わせに対する回答として、「女性も男性も仕事と家庭を両立できる支援体制を整備する」が56.9%で最も多く、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改める」が41.7%、「職場環境の整備・充実をはかる」が33.6%、「仕事中心という社会全体の仕組みを改める」が30.1%で続いています。

根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画が女性だけの問題ではないという意識を浸透させることが必要です。

ライフスタイルが時代の流れとともに変わってきた中で、仕事と家庭を両立させることは、安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすための重要な要素になります。男女がともに地域社会での活動に積極的に参画できる機会を増やし、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）意識を醸成しながら、豊かな地域社会を形成していくことが必要です。



表III-3-① 男女がともに家事、子育てや教育、地域活動に積極的に参画していくためには



【課題解決に向けた施策】

重点分野3 ワーク・ライフ・バランス意識の醸成

—— 施策(1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

施策(1) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

男女がともに仕事と家庭生活等とのバランスをとり、充実した生活を送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた、意識啓発のための取り組みを推進します。

事 業 名	事 業 の 概 要	担当課
① 啓発講座、出前講座等にワーク・ライフ・バランスに関するメニューを追加	・現在の啓発講座、出前講座等のメニューに、生活と仕事の調和による、様々なライフスタイルに対応できる働き方についてのメニューを加えます。	生涯学習課 政策推進課
② (仮)働き方の見直しセミナーの開催	・ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のため、(仮)働き方の見直しセミナーを開催します。	商工観光課
③ 市の広報、ホームページ等でのワーク・ライフ・バランスに関する情報の発信	・市の広報やホームページ等を活用して、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発のための情報を発信します。	政策推進課
④ 市役所内部における、ハッピー・パートナー企業情報の提供	・県が発行する、ハッピー・パートナー登録企業への情報紙（ふれ愛ほっとらいん）について、職員に情報提供を行います。	総務課

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現に必要となる施策は広範多岐にわたっており、計画の推進にあたっては全庁的に取り組む必要があります。

また、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持って施策を推進することはもちろんのこと、市民・事業所等の理解と協力のもと、連携して総合的かつ効果的な計画の推進に努めます。

2 推進体制の整備と充実

『(仮) 村上市男女共同参画計画庁内推進委員会』の設置

この計画を効果的かつ着実に推進するため、「(仮) 村上市男女共同参画計画庁内推進委員会」を設置します。これは、男女共同参画社会の形成のための総合的な企画および推進に関することなどについて協議するもので、副市長・教育長・本庁課局長・支所長で組織するものです。

なお、この会議には、具体的な事項について協議・検討する「男女共同参画推進担当者会議」を設置し、関係課の連携を図り、庁内全体で取り組んでいきます。

3 市民・事業所等との連携

男女共同参画推進についての課題は広範囲におよび、市の取り組みだけでは解決が難しいこともあります。

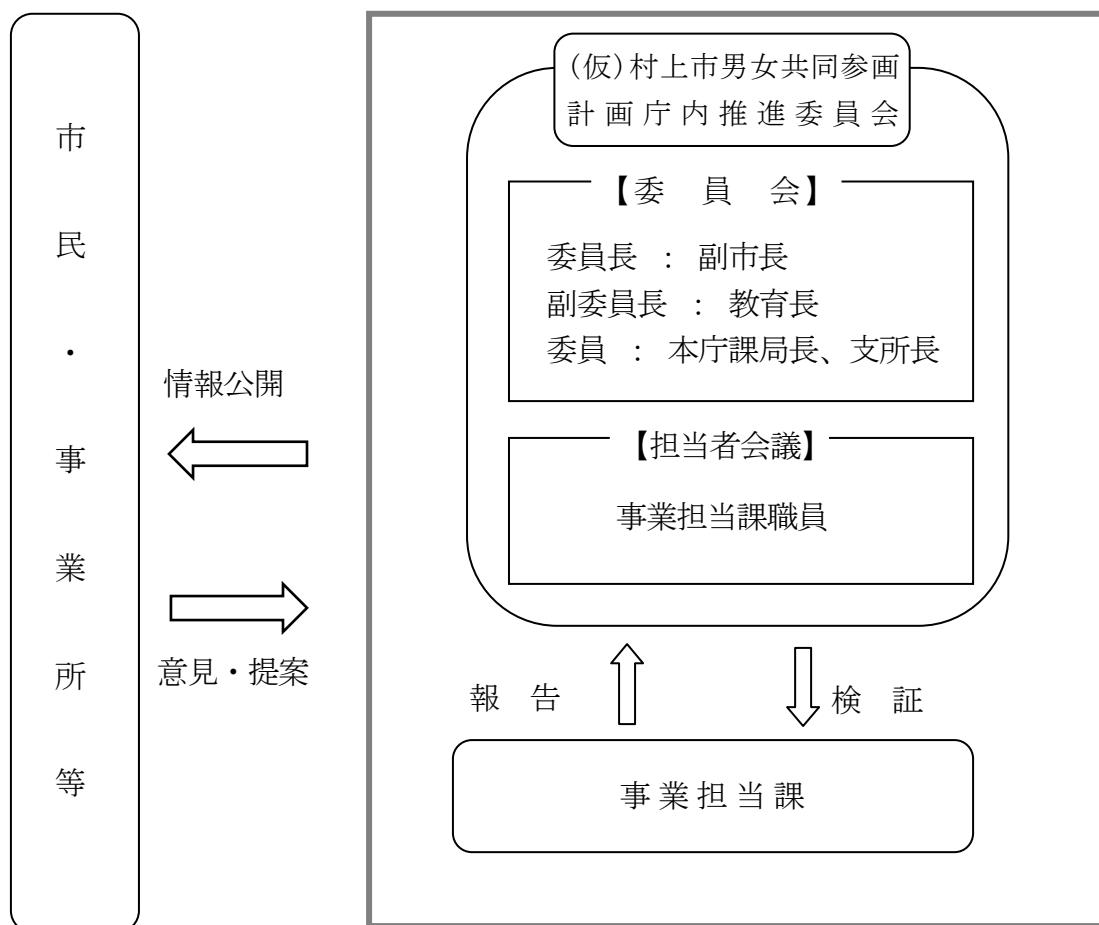
市民・事業所等との連携により、男女共同参画の事業の展開を進めるとともに、国や新潟県所管課、新潟県女性財団、その他の関係機関との連携を深め、他市町村とも協力しながら男女共同参画社会の実現を目指します。

4 計画の進行管理

計画の着実な推進のため、定期的に施策・事業の達成度状況と事業効果について把握し、その後の取り組みに反映していきます。

また、平成28年度に市民意識調査を実施し、その後の計画に反映させます。

5 推進体制図



資料

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ・男女共同参画社会基本法
- ・新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例
- ・村上市男女共同参画計画策定委員会設置要綱
- ・(仮) 村上市男女共同参画庁内推進委員会設置要綱
- ・村上市男女共同参画計画策定経過
- ・村上市男女共同参画計画策定委員会名簿
- ・用語解説

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、国際連合及び専門機関の主催の下に各國が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、窮屈の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民

的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他のあらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの擁

取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機會を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍に又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権

利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農

村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的效果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得

し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れること。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自國が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自國の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いづれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄

託された日の後 30 日目に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いづれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 ヶ月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いづれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制

度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務

を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に關し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日公布

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 基本的施策(第9—第23条)

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会(第24条—第32条)

第4章 雜則(第33条)

附 則

男女は、すべて人として平等な存在であり、性別による差別的な取扱いを受けることなく、その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な連携の下、男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきた。しかしながら、今もなお社会の様々な分野で、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく制度や慣行が根強く残っている。

本県においては、女性の就業率が高く、県内産業の重要な担い手となっているにもかかわらず、意思決定の場への女性の参画の割合が低い実態が見られる。

このような状況に加え、少子高齢化が急速に進展するなど社会経済情勢が激しく変化する時代を迎え、男女が、互いの人権を尊重し、協力し合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を最大限に發揮できる男女平等社会の形成が緊要な課題となっている。ここに私たちは、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを決意して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女平等社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会の形成 男女が、性別にかかわりなく個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等地に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接であると間接であるとを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女平等社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。

3 男女平等社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同し

て参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女平等社会の形成は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女平等社会の形成は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女平等社会の形成の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女平等社会の形成は、当該取組を勘案して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等社会の形成の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するに当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女平等社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別を理由とする差別的な取扱いを行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者等及び配偶者等であった者に対し、暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報の留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、前条に規定する行為を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

第14条第1項に規定する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等社会の形成に配慮しなければならない。

(広報、啓発活動等)

第11条 県は、広報、啓発活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(教育の推進)

第12条 県は、学校教育その他のあらゆる教育の分野において、男女平等の意識を育む教育を推進するものとする。

(産業の分野における環境の整備)

第13条 県は、あらゆる産業の分野において、男女が性別にかかわらず能力を發揮でき、かつ、適正に評価されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女平等社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な推進体制を整備するよう努めるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女平等社会の形成の推進に関する施策の推進状況等についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査及び研究)

第17条 県は、男女平等社会の形成の推進に関して必要な調査及び研究を行うものとする。

(市町村との協力)

第18条 県は、市町村が行う男女平等社会の形成の推進に関する施策の策定及び実施に協力するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第19条 県は、男女平等社会の形成の推進に関し、県民及び事業者が行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告の徴収等)

第20条 知事は、事業者に対し、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の報告を取りまとめ、公表することができる。

(附属機関における委員の構成)

第21条 県は、附属機関の委員の選任に当たっては、男女の委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(相談の申出)

第22条 県民及び事業者は、性別による差別的な取扱いその他の男女平等社会の形成を阻害する行為についての相談を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による相談の申出について、必要に応じて関係行政機関等と連携して適切な処理に努めるものとする。

3 知事は、第1項の規定による相談の申出に応じるため、男女平等推進相談員を置くものとする。

4 知事は、第1項の規定による相談の申出のうち特に必要があると認めるものについては、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聴くものとする。

(施策に関する苦情の申出)

第23条 県民及び事業者は、県が実施する男女平等社会の形成の推進に関する施策又は男女平等社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情を県に申し出ることができる。

2 県は、前項の規定による苦情の申出を処理するに当たって必要があると認めるときは、新潟県男女平等社会推進審議会の意見を聞くものとする。

第3章 新潟県男女平等社会推進審議会

(設置等)

第24条 この条例によりその権限に属させられた事項その他男女平等社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県男女平等社会推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女平等社会の形成の推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に定めるところにより、知事が任命する。

(1) 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満となならないこと。

(2) 一部の委員は、公募に応じた者とすること。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第27条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(公開)

第30条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会は、個人に関する情報を取り扱う場合その他の会議を公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に著しい支障が生ずると認める場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(委任)

第32条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雜則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第9条、第22条、第23条及び第3章の規定は、同年8月1日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

村上市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

平成23年3月31日
告示第 161号

(設置)

第1条 村上市における男女共同参画社会の形成を目指し、村上市男女共同参画計画（以下、「計画」という。）を策定するため、村上市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事。
- (2) その他委員会に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係する各種団体に属する者
- (2) 関係する行政機関に属する者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

- 作 成 中 -

村上市男女共同参画計画策定経過

時期	会議名	内 容
H23. 7. 5	第1回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトチームで行う事務について ・各主要事業担当課の確認及び取組状況について
H23. 7. 19	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定のスケジュールについて ・アドバイザー講話
H23. 9. 1	第2回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市男女共同参画プラン（現行計画）の取組状況について ・市民意識調査について
H23. 9. 7	第1回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市男女共同参画プラン（現行計画）の取組状況について ・市民意識調査について
H23. 9. 29	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・村上市男女共同参画プラン（現行計画）の取組状況について ・市民意識調査について
H24. 1. 30	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査結果の分析と課題について
H24. 2. 24	第3回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系について ・今後の進め方について
H24. 3. 6	第2回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査結果について ・計画の体系について
H24. 3. 15	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系について
H24. 4. 20	第4回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系について ・計画の基本理念について ・個別(具体的)事業について
H24. 5. 29	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系について ・計画に登載する具体的事業について ・計画の基本理念について
H24. 7. 4	第5回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に登載する具体的事業について ・今後のスケジュールについて
H24. 7. 24	第6回プロジェクトチーム会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に登載する具体的事業について ・今後のスケジュールについて
H24. 8. 1	第3回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間において取り組む事業について ・計画の基本理念について
H24. 8. 9	第6回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画期間における具体的事業について ・計画の基本理念について ・計画の成果指標について ・計画の推進体制について
H24. 9. 27	第4回庁内検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画（案）について
H24. 10. 22	第7回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念について ・計画書（案）について
H24. 12. 00	第8回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書（案）について

村上市男女共同参画計画策定委員会名簿

氏 名	所 属 等	備 考
富 横 ア ヤ	JAにいがた岩船女性部防火クラブ	
村 山 優 子	都岐沙羅パートナーズセンター	H23. 12. 1から
(鈴 木 さやか)	(都岐沙羅パートナーズセンター)	(H23. 11. 30まで)
加 藤 雅 代	ほっとみるくの会	H24. 4. 1から
(瀧 澤 和香子)	(ほっとみるくの会)	(H24. 3. 31まで)
鈴 木 文 子	保育サポートだっこ会	
横 井 栄 子	朝日村まゆの花の会	副委員長
野 田 忠	新潟リハビリテーション大学	
富 横 浩 美	村上公共職業安定所	H24. 4. 1から
(杉 本 至)	(村上公共職業安定所)	(H24. 3. 31まで)
小 川 獻	村上市教育委員会(荒川地区公民館)	委員長
高 野 マサ子	村上人権擁護委員協議会	
遠 山 栄 子	村上市校長会(三面小学校)	
澤 渡 寿 子	公募委員	
水 橋 恵 子	公募委員	
佐 藤 たみ子	公募委員	
小 田 永 人	公募委員	
斎 藤 千 栄	公募委員	

アドバイザー	新潟県立大学国際地域学部国際地域学科教授 石川伊織
--------	---------------------------

用語解説

No.	頁	用語	意味
		固定的性別役割分担意識	男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男性は仕事、女性は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等は固定的な考え方により男性、女性の役割を決めている例。
		社会教育団体	法人であると否とを問わず主として青少年教育、成人教育、体育、運動競技又はレクリエーションなどの社会教育に関する事業及び活動を目的とする公の支配に属さない団体のこと。
		セクシャル・ハラスメント	性的な言動により相手方の生活環境を害し、または性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。
		ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことで、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力など様々な形態があります。
		高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待を未然に防止し、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、地域住民等の協力による継続的見守りや、関係機関・団体との連携協力をを行うためのネットワークのこと。
		要保護児童対策地域協議会	市では、要保護児童の早期発見と適切な保護を図るために、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会を設置しており、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議を行っています。
		リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)とは、人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)とは、「性と生殖の権利」を得る権利のことをいう。
		市民協働のまちづくり	市内各地域が抱える課題の解消や地域の活性化を目指して、市民、各種団体、行政が一体となって取り組むまちづくりのことで、市では、「地域の元気づくり」として取り組みます。
		地域の茶の間	地域の誰もが気軽に寄り合い、孤独の解消と地域づくりを目的として、子どもからお年寄りまで、障がいの有無を問わず、誰でも気軽に参加できる場として 地域住民を対象として実施しています。
		農村地域生活アドバイザー	農村地域において、自ら農業経営に取り組むとともに、農村女性の経営参画、社会参画、担い手の育成等の促進に意欲を持って貢献できる農業者を農村地域生活アドバイザーバイザーとして認定し、農村女性の経営・社会参画の促進や農村女性活動の推進、及び農村地域の活性化を図っています。
		ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
		街中お年寄り愛所	高齢者の見守りや相談支援、ながらパトロール等に積極的に協力する事業所や店舗のことをいい、高齢者が安心して暮らすための見守り拠点を目指しています。

No.	頁	用語	意味
		男女雇用機会均等法	職場で働く人が性別によりさべつされることなく、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮できる雇用環境の整備のために、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を求めている法律です。
		ハッピー・パートナー企業	新潟県では、男性も女性も仕事と家庭・その他の活動が両立できるように環境を整えたり、女性労働者の育成・登用など、職場における男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業・法人・団体を「ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)として登録し、その取組を支援しています。
		母子家庭自立支援給付事業	母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の20%（4千1円以上で10万円を上限）が支給されます。
		家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

(仮)村上市男女共同参画計画(案)

平成24年 月発行

村上市政策推進課 企画政策室
〒958-8501 新潟県村上市三之町1-1
TEL 0254-53-2111 (代表)
FAX 0254-53-3840 (代表)
E-mail seisaku-m@city.murakami.lg.jp

